

芝浦工業大学附属中学高等学校 いじめ防止対策に関する基本方針

1. 定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 1条2項 児童を生徒に表記変更）

2. 基本理念

いじめの防止等のための方策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、対処的指導が中心になるのではなく、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他の、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的とする。

また、万が一「いじめ」が行われたことが分かった際は、まず、当該生徒のみならず周囲からも事情等を聞き、事実関係を明確にする。次に、その事実関係に基づいて自分がしてしまったことの重大さに気付かせる、いじめを行うに至った心理をたどらせる等をきちんと行い、二度と同様なことが起きないようにする。

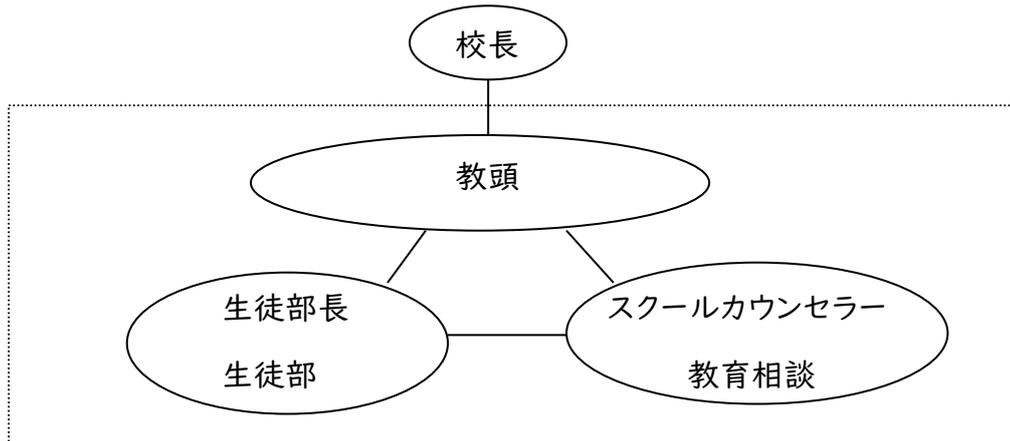
3. 学校および教職員の責務

学校は、いじめに適切に対応できるようにするため、学校全体で組織的に取り組んで解決に向かうようにする。また、教職員は、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるように常に努力する。教職員の言動が、時には生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることがありうるということを自覚し、指導にあたるようにする。

4. 学校いじめ防止対策基本方針および対応組織

学校は、「いじめ防止対策に関する基本方針」に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される組織を置く。

芝浦工業大学附属中学高等学校 いじめ防止対策・いじめ対応委員会



5. 学校におけるいじめの防止措置

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。「年間指導計画」(別掲)に基づき、全校生徒対象に「いじめアンケート」を実施するなど、重大事態に発展する前に相談・指導の手が入るようにする。

また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払い、いじめ防止に関する研修を行う。

6. 重大事態への対処

学校は、いじめにより在籍する生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、速やかに生徒のいじめの事実の有無を確認するための調査を行い、いじめを受けた生徒・保護者に情報の提供を行うとともに、いじめを行った生徒への指導および保護者への指導方針・内容を伝える。そして、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには所轄警察署との連携を視野に入れ、指導に当たる。

以上